

はじめに

高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が平成18年4月に施行され、各自治体では、高齢者虐待についての理解を深めると共に、より専門的な支援を充実させるため、高齢者虐待防止に向けた積極的な取組が行われてきました。

これまで、神奈川県では、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」の専門部会である「高齢者虐待防止部会」を中心に、法が施行された平成18年に「高齢者虐待防止対応マニュアル」を作成したほか、平成21年には「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」を、平成26年には別冊として「養護者による高齢者虐待のための高齢者虐待対応」等の手引きをそれぞれ作成し、高齢者虐待に関する理解、適切な対応、未然防止と早期発見等を目標とした取組を行ってきました。

県内の自治体においては、高齢者虐待防止に関する体制整備を進めてきたものの、法施行から10年以上が経過し、社会的関心の高まりから通報が増えたり、高齢者を取り巻く生活環境の変化や高齢者人口の増加、介護人材不足による介護者の負担の増加など、様々な事由により、高齢者虐待は増加傾向にあります。また、県内においても高齢者が対象となる悲惨な事件が起きるなど、高齢者の権利擁護については、更なる対応の強化が求められているところです。

そこで県では、実際に対応する市町村の意見を踏まえ、利用しやすい構成や、新たな制度、社会資源や資料の充実をはかるとともに、判例や各種対応事例を通じて、より迅速かつ適切に対応できるマニュアル整備が急務と考え、平成18年4月作成の「高齢者虐待防止対応マニュアル」を改訂することとしました。

本マニュアルでは、高齢者虐待の基本的な知識をまとめた第一部、高齢者虐待の実際の対応方法についてまとめた第二部、関係法令や判例、その他情報をまとめた第三部の全三部構成としています。

県としては、今後も、高齢者が尊厳をもって地域で安心して暮らすことができるよう、本マニュアルを活用した研修会の開催、県民への啓発普及、虐待防止に向けた体制整備の充実などにより、虐待防止対策をさらに進めていくこととしています。

皆様におかれましては、本マニュアルを、市町村の対応力の向上、関係機関との連携や体制整備の充実等に御活用いただき、高齢者の権利擁護を進めていただきますようお願いいたします。

終わりに、このマニュアルの作成にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました、高齢者虐待防止部会委員及び県内市町村の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和元年5月31日

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
板橋 み雪